

中野市スポーツ専任コーチ講習会等 実施事業補助金について

趣旨

本市のスポーツの普及及び競技力の向上を図るため、市内のスポーツ団体が、国内又は国際的な場で指導実績のある指導者（スポーツ専任コーチ）による講習会又は実技指導を実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象事業

- (1) スポーツの普及を図るためにスポーツ専任コーチによる講習会又は実技指導を、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒を対象として実施する事業

（例：競技人口拡大のための小中学生を対象としたスポーツ教室）

- (2) 競技力の向上を図るためにスポーツ専任コーチによる講習会又は実技指導を実施する事業

（例：競技会における成績向上のためのスポーツクリニック）

- (3) 指導者の資質能力向上を図るためにスポーツ専任コーチによる講習会又は実技指導を実施する事業

（例：指導者向け指導力向上講習会）

※招へいするスポーツ専任コーチは、補助金の交付を受ける団体に所属する方又はその保護者は除きます。

※実施する事業は年2回までとし、1回につき、連続して7日間までとします。

補助対象者

市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成するスポーツ団体

補助対象経費、補助率等

- ・補助対象経費 スポーツ専任コーチに対する謝金及び旅費
- ・補助率 補助対象経費の2分の1以内
- ・その他 上限額30万円

事業の流れ

①交付申請（※1）→②審査会→③交付決定→④事業実施→⑤実績報告→⑥補助金額の確定→⑦補助金交付請求（※2）→⑧補助金の交付

※1 成果の指標について

交付申請に当たり、補助事業の実施によって得るべき成果の数値目標を定める必要があります。補助対象事業の内容により、次に掲げる成果の指標から選択して数値目標を定めてください。また、実績報告において目標数値に対する達成状況を報告していただきます。

- (1) 小学校又は中学校に在学する児童又は生徒を対象としたスポーツの普及を図るための講習会又は実技指導への参加者の増加
- (2) 県大会以上の競技会（県大会に相当する大会を含む。）における成績の向上
- (3) 国内競技団体による称号又は段級位審査の合格者の増加
- (4) 指導者の資質能力向上を図るための講習会又は実技指導への参加者の増加

※2 概算払について

補助対象事業を実施するための自己資金に乏しく、概算払でなければ補助対象事業の執行に支障を及ぼす場合に限り、概算払も可能です。

審査会について

補助金の交付決定に当たり、審査会による審査（※3）を行います。

※3 審査会は、書面による審査となりますが、必要に応じ、事前に面接や現地調査を行うことがあります。

交付申請

別に定める日までに、中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 事業計画書（別添様式による）
- (2) 収支予算書（別添様式による）
- (3) スポーツ専任コーチの経歴が確認できる書類（別添様式による）

実績報告

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 事業実績調書（別添様式による）
- (2) 収支決算（見込）書（別添様式による）
- (3) 経費の支払を証する書類（領収書の写し等）
- (4) 事業の実施状況を確認できる書類（事業写真、事業が掲載された新聞記事等）

補助事業の精算処理（補助金の額の確定手続）

事業実績報告に基づき、補助事業の精算処理を行います。実施された事業内容及び成果目標の達成状況の確認を行うとともに、収支決算（見込）書、領収書などの内容を精査します。

この結果、補助金の額が確定し、補助金の交付請求後、補助金の交付となります。

なお、補助金の概算払を受けている場合で、確定した補助金の額が、概算払で交付した額を下回る場合は、補助金の返納をしていただくことになります。

※その他詳細については、中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業補助金交付要綱をご覧ください。